

# 一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務約款

## (責務等)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「乙」という。）とは、この約款（申請書及び引受書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務規程」（以下「規程」という。）に基づく適合証明業務に係る契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行うものとする。
- 3 乙は、甲から乙の業務方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期限」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。これに反した場合においては、乙はその業務を中止することができる。
- 6 甲は、乙が業務を実施する際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

## (業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、規程第4条2項に規定する休日は除くものとする。
- 一 設計検査業務 確認済証の交付日又は交付後の甲乙の合意した日
  - 二 中間現場検査業務 中間現場検査日の2日後
  - 三 竣工現場検査業務・適合証明業務 検査済証の交付日又は交付後の甲乙の合意した日
- 2 乙は、甲が前条第5項、6項及び第5条第1項に定める責務を怠ったとき、第三者の妨害、天災その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

## (支払期限)

- 第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。
- 一 設計検査の手数料 設計検査通知書の交付の日

二 中間現場検査の手数料 引受書に定める中間現場検査予定日の前日

三 竣工現場検査の手数料 引受書に定める竣工現場検査予定日の前日

2 甲が、前条の各号に掲げる手数料を支払期限までに支払わない場合において、乙は、当該手数料の区分に応じ、次の各号に定める証書を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

一 設計検査の手数料 設計検査通知書

二 中間現場検査の手数料 中間現場検査通知書

三 竣工現場検査の手数料 竣工現場検査通知書・適合証明書

#### (手数料の支払方法)

第4条 甲は、前条に定めた手数料を、手数料規程に基づき、金融機関への振込により乙に支払うものとする。

#### (計画の変更)

第5条 甲は、設計検査通知書、中間現場検査通知書又は竣工現場検査通知書・適合証明書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画の変更をする場合は、速やかに乙に対して変更部分の設計検査申請関係図書、中間現場検査申請関係図書又は竣工現場検査申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超える場合にあつては、甲は、当初の計画に係る設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査の申込を取り下げ、別件として改めて乙に設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査を申込まなければならない。

3 前項の申込の取り下げがなされた場合は、第7条第2項の規定を適用する。

#### (甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

一 乙が、正当な理由なく、第2条各号に掲げる業務を、当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は、その見込みのない場合

二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めてその是正を勧告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申込を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。この場合において、甲は、契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が支払われていないときは、この支払を甲に請求することがで

きる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

一 甲が、正当な理由なく、第3条各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期限までに支払わない場合

二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めてその是正を勧告してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、当該手数料が支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。なお、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合については、一切の責任を負わない。

一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計現場検査、中間現場検査及び竣工現場検査がなされた場合

二 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 乙は、設計現場検査、中間現場検査及び竣工現場検査を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること又は申請に係る住宅に瑕疵がないことについて保証するものではない。

#### (その他)

第9条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

#### 附 則

この約款は、平成15年10月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成21年9月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成23年3月1日から施行する。

## 附 則

この約款は、平成23年6月 1 日から施行する。